音更町文化センターホール抽選予約実施要領

1　優先予約

（１）対象

次に掲げるものは、優先予約として使用日の１年以上前から予約を受付ける。

ア　町が主催し、又は共催する催し

イ　町内の小中学校及び高等学校が行う催し

（本番に係るリハーサルは、１回のみ認めるものとする。）

ウ　音更町文化事業協会及び音更町文化協会が主催し、又は共催する催し

エ　別表に定める公共団体及び公共的団体が主催し、又は共催する催しで、全十勝規模以上のもの（開催要項、プログラム等を提出してもらい確認する。）

（２）予約の受付及び確定

ア　予約の受付

電話又は来館による。

イ　予約の確定

希望する日に空きがある場合は、予約を確定し、空きがない場合は、調整し、予約を確定する。

2　優先予約以外の予約

（１）仮予約の受付及び予約の確定

仮予約の受付は、本番及び本番に係るリハーサルに限るものとし、次によるものとする。

ア　仮予約の受付開始は、ホール使用日の１年前の当日とし、９時から１７時まで受付する。（音更町の休日に関する条例第１条第１項第３号に規定する休日を除く。）

イ　仮予約の受付は、電話又は来館による。

ウ　仮予約の受付後、上記アの日時において、他の仮予約がない場合は予約を確定するが、他の仮予約がある場合は抽選により予約を確定する。

エ　ホール使用日まで１年を切った仮予約の受付について、希望する日に空きがある場合は、予約を確定し、空きがない場合は、別の日程で調整し、予約を確定する。

（２）抽選の実施日時及び場所等

ア　抽選は、ホール使用日を含む月曜日から日曜日までの１週間分とし、その翌週の１年前の水曜日午前 10 時を原則として実施する。

イ　抽選は、ホール使用日ごとに行う。ただし、祝日や振替休日で連休になる場合など、他の週の分も合わせて抽選することが望ましい場合は、これを妨げない。

ウ　抽選は、音更町文化センターで行うこととし、文化センター職員（以下「職員」という。）２名以上で実施する。

エ　大ホール及びふれあいホールのホール使用日が重なった場合は、原則として大ホール及びふれあいホールの同日使用は行わないことから、それぞれ１件の仮予約を受付けたものとして抽選を行う。

（３）町内団体及び町内個人

町内団体及び町内個人については、１年度につき１回、町内団体等確認書（様式１）を提出し、別表に定める要件を満たすものとする。

（４）抽選方法

ア　抽選に使用する「くじ」は「くじ棒」とし、仮予約を受付けた数の「くじ棒」を使用する。

イ　はじめに抽選の「くじ」を引く順番を決める「くじ引き」を行う。

ウ　上記イで引いた「くじ」の番号の若い順番で抽選の「くじ引き」を行う。

エ　上記ウで「ハズレくじ」を引いた者は落選者とし、その場合「くじ」は戻さない。

オ　上記ウで「当たりくじ」を引いた者を当選者とし、予約を確定する。

カ　仮予約の申し込みをした者が抽選に参加できない場合は、抽選に参加する意思を確認の上、その者が事前に指定する代理人が参加できることとする。

キ　上記カで代理人を指定できない場合は、最後に、職員が代わって抽選の「くじ」を引くことができるものとする。

ク　上記キの場合で、職員が代わって「くじ」を引くことが複数回ある場合は、最後に、職員が代わって上記イ及びウにより「くじ引き」を行う。

ケ　町内団体及び町内個人について､同一の催しで年度内に１回抽選に落選した場合は、次回以降の仮予約で抽選になった時、上記ウによる抽選の「くじ引き」を毎回２回引けるものとする。その際、代理人及び職員が代わって「くじ」を引く場合も同様とする。

コ　上記ケの場合、１回目の抽選で「ハズレくじ」を引いた場合は、引いた「くじ」は戻さず、続けて２回目を引くものとする。

サ　上記コの結果、２回目も「ハズレくじ」を引いた場合は、１つだけ「くじ」を戻すものとする。

附　則

この要領は、令和６年８月１日から施行する。

別表

団体等の定義

用　語	要　件　等
町内団体	次のいずれかの要件を満たすこと。 １　町内を拠点に、日常的に活動を行っている団体であること。 ２　構成員の過半数が町民であること。複数の団体で構成される団体においては、過半数が町民であること。
町内個人	町内に在住していること。
公共団体	国、地方公共団体、土地改良区、農業共済組合、消防事務組合をいう。
公共的団体	音更町公共施設使用料減免取扱要綱第２条第１項第３号に掲げるものをいう。